

生物多様性条約交渉の 歴史的背景と国際経済的側面

平成22年8月27日(金)

明治大学法科大学院教授
(元特許庁多角的交渉対策室長)
高倉成男

1

生物多様性条約とは

- Convention on Biological Diversity (CBD)
- 1992年5月採択。1992年6月、地球サミットにおいて、「気候変動枠組条約」とともに、各国首脳による署名。
- 2010年8月現在、192カ国+EUが加盟。米国は非加盟。
- 条約の目的
 - ①生物多様性の保全
 - ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
 - ③遺伝資源の利用から生ずる利益の配分
- その歴史的背景は…

2

CBDの目的の変質

地球環境の保護

①生物多様性の保全

②生物多様性の利用

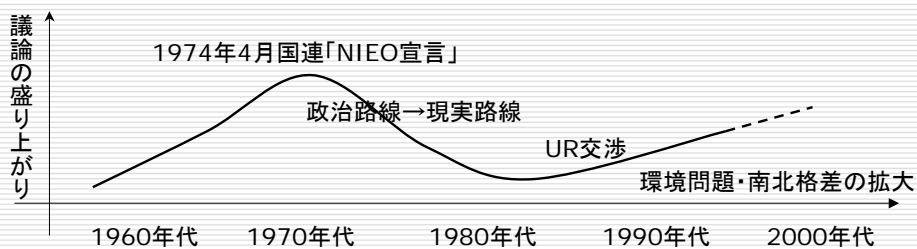
③利益配分

南北間の「富の分配」の思想

3

「富の分配」 新国際経済秩序

- 1960年代以降、植民地解放運動や資源ナショナリズムを背景に、途上国が団結して、先進国中心の国際経済システムを変革し、不平等や不正義、経済格差を失くすべく、「新国際経済秩序」(NIEO)の構築を主張



4

環境問題の国際経済的側面

- 先進国の立場
 - 「環境問題は地球規模。途上国の協力も必須。」
- 途上国の反発
 - 「環境問題の責任は先進国。途上国にも開発の権利」
 - 「環境保護に必要な技術・資金を提供せよ。特に、技術は、知財権に無関係に非商業的条件で移転せよ。」

GATTウルグァイ・ラウンド
におけるTRIPS交渉

TRIPS = Trade-related aspects of intellectual property rights

5

対照的なパラダイムの転換

1991年 TRIPS合意

1992年 CBD

知的財産法制は各国の自由

遺伝資源は世界の共有財産

知的財産法制は世界共通

遺伝資源は各国の主権

6

「ABS」条項

- 第15条(1) 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。
- 第15条(7) 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第19条の規定に従い、必要な場合には第20条及び第21条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

ABS = Access to genetic resources and Benefit Sharing

7

「ABS」の由来と合意までの経緯

- 1980年代、国際自然保護連合(IUCN)の「先進国と途上国でコストと利益をシェアする」という発想。「原住民と環境との共生←環境の経済的活用」という理念。
- 欧州市民、欧州議会の共感。EUの融和的交渉ポジション。
- 途上国は利益配分に敏感に反応。TRIPS交渉への反発。



- CBD交渉における「利益配分」のクローズアップ。
- 途上国の強気。EUの譲歩。カナダ・豪州・NZの同調
- 日米は「当事者の合意を前提とすること」を要求

8

「ABS」に対する日本代表団の批判

- 第1に、遺伝資源が利益を生むことはまれである。生物多様性の保全は、公共の問題として、公的資金によるべき。利益配分アプローチは、公的資金の役割を後退させ、多くの開発途上国にとってむしろ不利益ではないか。
- 第2に、ある遺伝資源について利益配分アプローチが仮に成功すると、そのことによって、その資源の乱獲又は栽培集中が進行し、かえって生物の多様性が損なわれるのではないか。
- 第3に、遺伝資源が利益を生むためには利用者の研究開発への投資が必要であるところ、契約当事者以外に利益配分義務が及ぶとすると、遺伝資源の社会的活用が停滞する。したがって、ABSは当事者の合意に基づくべし。

9

米国がCBDを拒否した理由

- 知的財産権保護の弱体化に反対
- 条約が市場メカニズムに介入することに反対
- CBD独自の基金を設立することに反対



1989-1993

地球サミットでのブッシュ大統領(当時)の演説

「CBDはバイオテクノロジーの発展を妨げ、知的財産の保護を損なうおそれがあり、また気候変動枠組条約と異なって、財政スキームが作動しない。」

10

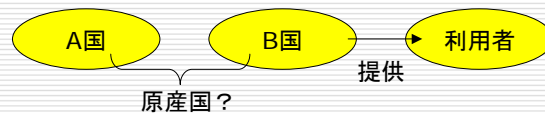
何がCBD合意を実現したか

- 政治的側面
 - 環境の深刻化に対する地球的な危機感
 - 環境NGOの活躍
 - 各国首脳、特に欧州の首脳の強い意志
 - ソ連崩壊直後の「地球はひとつ」という「時代の空気」
- 条約テキストのドラフティングの側面
 - 努力義務への修正
 - 条件文の挿入
 - 知的財産権条項の中立化

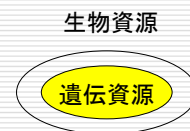
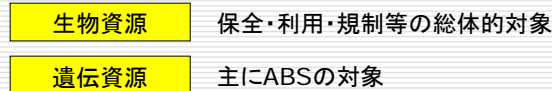
11

FAQ

- 原産国がはっきりしない遺伝資源もあるのではないかと。



- 遺伝資源と生物資源はどちらがうのか。



- 果物屋で果物を購入し、それを商業的に利用した場合は？ また第三者を経由し、提供国不明の場合は？

12

COP10を前に当時の交渉を振り返る

- 当時の交渉における南北間の認識のズレ
 - 先進国にとって、目的は「環境」、ABSは手段
 - 途上国にとって、ABSこそ目的、「環境」は外交手段？
- その後の国際知的財産交渉の変化
 - 知財と「他の公共善」(環境・生命・貧困等)とのリンク
 - 交渉フォーラムの拡散
- 今後の日本としての対外政策
 - 横断的問題には横断的体制で対処
 - オープンでリフレクティブ(reflective)な政策形成